

令和5年第二回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 環境破壊の都市計画道路小金井2路線について
- 二 史跡玉川上水整備活用計画の改定と生物多様性地域戦略について
- 三 P F A Sによる地下水汚染について
- 四 日比谷公園再生整備計画について
- 五 都営大江戸線（光が丘～大泉学園町）の延伸計画について
- 六 認可保育所の指導検査と補助金不正受給問題について
- 七 若年被害女性等支援事業について
- 八 受動喫煙防止～喫煙可能な飲食店の実態について
- 九 関東大震災100年にあたっての歴史的事実を踏まえた人権尊重の取り組みについて

一 環境破壊の都市計画道路小金井2路線について

1 道路概略検討（3北南－小金井3・4・11外2路線）の報告書について

道路概略検討の報告書を情報開示請求したところ、開示期限の延長を経て、一部開示決定となりましたが、かなりの部分が非開示で黒塗りとなっています。非開示の理由は「都の内部における検討に関する情報であって、路線の構造、幅員等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせる恐れがある。またこれら混乱により、都の業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある。」です。

ア 2017（H29）年度の道路概略検討の報告書は同様の理由による非開示はありませんでした。今回の報告書と判断が異なる理由を示してください。

イ 2017年の報告書では、道路構造について高架案を有力として公開しオープンハウスで模型を展示しました。前回の道路構造案は「未成熟」でなかったということですか。

ウ 2017年の報告書の開示によって「混乱」を招いたと認識しているのですか。

エ 開示にあたって「東京都としての確定情報ではない」と明記すればよく、今回のような一部公開は都民の知る権利の侵害であり、政策決定過程の開示こそが必要だと思いますが、見解を求めます。

オ 2017年の報告書では、高架案を有力としてオープンハウスで模型を展示し、「トンネル案」は「縦断勾配が規定値に収まらない」ことから「検討案として成立しない」としました。ところが今回の報告書では、「改めてトンネル案の検討を行っている」としています。なぜ、

今回「トンネル案」が「検討案」として成立したのですか。

2 「東京都生物多様性地域戦略」の策定を受けて

今年4月策定の「東京都生物多様性地域戦略」において、東京都は、「2050年東京の将来像の実現に相応しい2030年目標を次の通り掲げます」とし、「自然と共生する豊かな社会をめざし、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」と宣言しています。ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め、回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」です。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会が活動を展開している東京都で唯一指定されている「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」は2005年の全体構想発表から18年、東京都、小金井市、市民団体の連携によって、保全と再生が積み上げられ、指定地域は生物多様性の再生が進み、すでに「回復軌道」に乗っています。まさにネイチャーポジティブのモデル地域であり、2030年には、2050年将来像「自然と共生する豊かな社会」を先取りするシンボリック地域です。

小金井3・4・1号線および3・4・11号線外の「2路線」の事業化地域は、この自然再生事業対象地域と重なり、「2路線」の事業化は、回復軌道にのった自然再生事業の対象地域の生物多様性を再び損失させることとなります。

優先されるべきは「生物多様性の保全・再生」です。「ゼロエミッション」に加えて、「生物多様性地域戦略」を掲げ、東京都は環境先進都市へ向けて大きく舵を切ろうとしています。

「東京都の緑の骨格となる崖線」（生物多様性地域戦略 P28）を損な

う 2 路線の事業化については中止の検討に入るべきです。見解を求めます。

二 史跡玉川上水整備活用計画の改定と生物多様性地域戦略について

史跡玉川上水整備活用計画検討委員会の第 1 回委員会が 5 月 23 日に開催されました。史跡玉川上水整備活用計画（以下「計画」とする）改定の概要と、4 月に策定された東京都生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」とする）の関係性について伺います。

- 1 計画改定の概要とポイント、および計画を改定することとした検討の経緯と今後のスケジュール
- 2 計画検討委員会の開催予定、頻度
- 3 計画改定の方向性として、4 つの論点（水路・法面の保全、小金井サクラの保存、植生管理、活用整備）が示されています。この審議の予定
- 4 検討委員会において、小金井サクラ保存のための過度な樹木伐採の現状把握はされていますか。また、この現状に関する市民からの意見聴取と検討会での共有は、改定案策定後のパブリックコメントとは別に早い段階で行うべきと考えますが、いかがですか。
- 5 地域戦略の策定により、都のすべての施策についての見直しが求められています。2030 年に達成すべき目標として掲げた、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に照らして玉川上水の整備活用のあり方も検証されるべきですが、行われていますか。行われていれば、その内容を示してください。
- 6 検討委員会では、地域戦略は、どのように反映されるのですか。第 1 回委員会での説明はどのようになされましたか。また、委員には地域戦略の周知（配布）はされていますか。

三 P F A Sによる地下水汚染について

1 P F A Sに関する電話相談の概要を伺います。

ア 何回線で、どのような人が受け付けているのですか。

イ 相談件数と主な相談内容

2 5月23日に、環境大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣にあてて提出した「有機フッ素化合物対策の推進に関する緊急要望」の背景とその後について伺います。

ア 提出の経過、東京都としてのプレスリリースをしなかった理由

イ 「P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議」（第3回）および「P F O S・P F O Aに係る水質の目標値等の専門家会議」（第2回）について、都として特に注目すべき点

ウ 緊急要望への国の対応

3 P F A Sによる地下水汚染の現状把握と今後の都の対応について伺います。

ア 調査地点の追加、市区町村との連携の具体的方針

イ 学校、病院、施設などの飲用井戸の調査奨励を強化しないか

ウ 測定結果の都民への情報提供の具体的方法

エ 暫定指針値を超過した地下水を飲用しないための取り組みの徹底の具体的内容

オ 希望する都民の血液検査への実施や補助

四 日比谷公園再生整備計画について

1 再生整備計画について伺います。

ア 都立公園において再生整備計画を策定する主旨と位置づけ

- イ 再生整備計画を策定した、もしくは今後策定予定の公園名と策定期
 - ウ 日比谷公園再生整備計画を、この時点で策定することとした理由、および隣接する内幸町1丁目地区の開発計画との関連
 - エ 再生整備計画がその前提としている『ランドデザイン』の公園整備事業上の位置づけ。『ランドデザイン』は、広く区民や関係者の意見を聞く機会を設けられたのですか。
- 2 道路上空公園（以下「デッキ」とする）について伺います。
- ア デッキの規模（地上高、幅、長さ、基本の形状）、および整備主体と管理主体
 - イ デッキを公園区域として整備することとした経過、理由
- 3 整備の進め方について伺います。
- ア 再生整備計画に基づいた今後の公園整備における整備エリアの設定、整備スケジュール。整備の順序、時期など当面の整備エリアと事業の準備状況
 - イ P a r k - P F I の対象となる公募対象公園施設と特定公園施設について、手続きの進捗状況と今後のスケジュール、P a r k - P F I 事業者を指定管理者に特命で指定する考え方
- 4 樹木の保全について伺います。
- ア 現状の樹木の状況。公園内樹木の本数、おもな樹種。再生整備計画
中、「既往調査などを基に歴史性や貴重性などの高い樹木を把握する」とされている樹木の一覧
 - イ 再生整備計画に基づいて想定される主なエリアごとの樹木のうち伐採もしくは移植が必要となると思われる本数
 - ウ デッキの設置に伴って伐採もしくは移植が必要となる樹木の本数

エ 2021年3月に、にれの木広場の樹木を「移植する」と表示しながら、移植は1本のみで23本を伐採処分したとのことですが、その理由

5 歴史的建造物、工作物の保全・保存に関する考え方について伺います。

ア 保全・修復することとされる「歴史的、文化的価値のある公園施設」の一覧

イ 日比谷公園のシンボルである、「大噴水」や「小音楽堂」などの歴史的・文化的価値の評価、並びに再生整備計画におけるそれらの取り扱い

ウ 文化庁から、日比谷公園を近代化遺産として「名勝」に指定することの打診を受け断った経緯があるということは事実ですか。今後、文化庁から打診を受けた場合、再び断るのですか。

エ 1984年「第2回全国都市緑化フェア Tokyo」の記念植樹による「郷土の森」は大音楽堂の建て替えにあたって保全されるのですか。樹木伐採の可能性とその範囲

6 今後の進め方について伺います。

今後、エリアごとに設計作業が進んでいくと思われませんが、基本設計の段階で広く都民、関係者の意見を聞く機会を設けるべきと考えますが、いかがですか。

五 都営大江戸線（光が丘～大泉学園町）の延伸計画について

都営大江戸線の延伸計画に関連して、以下、質問します。

1 延伸の位置づけについて伺います。

2022年度高速電車事業会計予算において、延伸にかかる事業である「地下鉄12号線の延伸に関する調査」が主要事業として頭出しされたが、その意図、主旨について。

2 延伸の見通しと課題について伺います。

ア 延伸を実現するために解決されるべき課題についての、都としての認識

イ 2019年に将来需要予測、混雑率の見通しなどについて具体的に都議会で答弁していますが、その後、あらためて調査を重ねることとした理由

3 収支採算性についての考え方を伺います。

ア 延伸の可否を判断するにあたって、収支採算性は延伸部分に関するものについてのみ評価されるのですか。あるいは、大江戸線全体もしくは都営地下鉄全体での評価になるのですか。

イ 整備費と経常的な経費について都の一般財源を投入することについての、都としての考え方

4 大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチームについて伺います。

昨年度設置された庁内検討チームでは、「次年度の更なる調査で、将来の旅客需要や収支採算性を検証し、事業化に当たっての課題を明確にした後、その解決の方向性などについて検討していく」（2023.3 議事要旨）とされていますが、次年度（2023年度）で課題の整理を終えると考えてよいですか。チームとして解決の方向性を取りまとめる時期の見通しを伺います。

5 整備費用の負担について伺います。

費用負担の基本的な考え方として、地元自治体に線路、駅舎、車庫等の鉄道施設の費用の負担を求める考えはありますか。また、都営地下鉄の整備・延伸にあたって、地元自治体が鉄道施設整備費の負担をしたケースが過去にあれば示してください。

6 鉄道不便地域についての考え方を伺います。

ア 東京における「鉄道不便地域」の現状

イ 「鉄道不便地域」の解消に向けた都の基本的な姿勢、考え方

六 認可保育所の指導検査と補助金不正受給問題について

保育所をめぐるさまざまな問題が発生しています。従来の対応を見直し、都としての積極的な関与が求められているのではないのでしょうか。

1 「指導検査」について

都は児童福祉法に基づき、認可保育所に対して必要な助言・指導等を行う「指導検査」を実施し、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般等を把握するため、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令の適合状況についても確認することになっています。以下、質問します。

ア 都の指導検査の対象となる保育所数と、指導検査を行った保育所数の過去3年間の実績、および、その内、小金井市内の保育所数と指導検査の実績

イ 過去3年間に都が認可した保育所の内、指導検査をした保育所数、および、その内、小金井市内の保育所数

ウ 指導検査を行う保育所はどのように決めているのですか。

エ 指導検査の実施率が大変低く、特に開設以来一度も指導検査を行っていない保育所が相当数に上ると思われますが、その理由と見解、および改善方針

オ 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、区市町村条例で定めた基準等の実施状況について、指導検査を実施することになっていますが、都は実施状況を把握していますか。

カ 各区市町村による指導検査は大変不十分な状態であるにもかかわらず

ず、職員体制の現状などにより改善することが困難だと思われま

都としての支援を検討するべきではありませんか。

2 株式会社コスモズによる補助金不正受給について

都内22カ所で認可保育所などを営む株式会社コスモズが、建設費などの補助金を不正受給していた問題について、弁護士3人による社外調査委員会の報告書により、過大受給の総額が、杉並、三鷹、小平、武蔵野、小金井の5区市で約1億円に上ることが明らかになりました。

ア 都はコスモズが経営する保育所について、補助金不正受給以外に不適切な運営がされていないか確認する責任があると思いますが、指導検査は行っていますか。

イ 「複数の自治体で何度も受給しており非常に悪質」との指摘もされています。都としても実態解明と再発防止に向けて関与すべきです。見解を求めます。

七 若年被害女性等支援事業について

都の委託を受けて若年被害女性等支援事業に取り組んできた一般社団法人C o l a b oの活動が不当な妨害に晒され、歌舞伎町でのアウトリーチ活動であるバスカフェが中止に追い込まれました。昨年夏から執拗な妨害活動を繰り返してきたグループなどを許すことはできませんが、これらに対して毅然とした態度を示さず、バスカフェの中止を求めた都の対応は全く納得できるものではありませんでした。

そして都は今年度、若年被害女性等支援事業を「委託」から「補助」へと制度変更しました、その経緯と現状について伺います。

1 委託事業から補助事業に変更した手続きについて

ア 委託事業から補助事業に変更した理由と検討の経過について伺いま

す。また、検討段階において委託団体はじめ関係者からの意見聴取をしていましたか。

イ 補助事業化による実施要綱および申請方法の周知はどのように行われましたか。

2 補助事業の申請と審査の状況について

ア 福祉保健局ホームページに「事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加」とありますが、事業開始時と現在の支援に取り組む民間団体数を伺います。

イ 交付決定6月上旬とのスケジュールが示されています。補助金交付申請書を提出した団体数と、交付決定した団体数と団体名を伺います。

3 「東京都若年被害女性等支援事業実施要綱」について

ア 誓約書に「8 事業の履行確認に必要な個人情報を提供することに同意します」を追加した理由

イ 委託事業においては、「関係機関の間で情報共有を行うことについて支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。」という補助事業の要綱にも入っている内容について、ただし同意を得られなかった場合には、利用者の生命や身体に危険のある場合、または法令等に特段の定めがある場合を除いて、「個人を特定できる情報についてはこの限りでない」という確認や、「支援開始時点において、円滑に支援を開始するための妨げになることが明らかな場合には、利用者から同意をとろうとする必要はない」ということを、疑義解釈として確認していたと聞いています。これらは継承されていますか。

ウ 昨年度まで5年間にわたって委託事業を行ってきた一般社団法人C o l a b oは、「補助金の要綱が、昨年度までの委託事業の要綱から変更されていて、少女たちの情報を東京都の判断で提供しなければな

らない、そういうものになったため」などの理由で補助金申請をしなかったと記者会見も行っています。C o l a b o の主張に対する見解を伺います。また、都は貴重な活動実績のある C o l a b o との意思疎通を図るべきだと思いますがいかがですか。

4 若年被害女性等支援事業への都の取り組みについて

今回の補助事業化は都の責任の縮小化であり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が来年度施行となる流れに逆行するものです。若年被害女性等支援事業に対する都の見解と取り組みの方針を伺います。

八 受動喫煙防止～喫煙可能な飲食店の実態について

1 喫煙可能な飲食店の実態把握について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された2020年（令和2年）4月1日からの都内における喫煙可能な飲食店数の動向について把握していますか。喫煙可能、禁煙の店舗数の割合について、それぞれの動向を伺います。

2 喫煙設備に関する標識（以下、ステッカーとする）について

飲食店は、どのような場合に掲示することになっていますか。

3 喫煙可能な飲食店の調査について

ステッカーの掲示状況を含め飲食店に関する指導はどのようにしていますか。確認項目や頻度、保健所との連携の有無を伺います。

4 受動喫煙防止の目標達成について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行によって、飲食店は原則屋内禁煙になったことにより、利用者（お客）は副流煙に悩まされることなくなくなると考えていました。しかし、いまなお受動喫煙の被害にあったという声も届いており、受動喫煙防止の目的は達成されてい

ないのではないかとと思われます。現状をどのように認識していますか。

九 関東大震災100年にあたっての歴史的事実を踏まえた人権尊重の取り組みについて

関東大震災100年を契機に、二度と朝鮮人などの虐殺の悲劇を繰り返さないためにも、「災害発生時の差別や偏見による人権侵害」を起こさないよう「人権啓発事業」を行うことが求められます。第一回定例会の一般質問で「機会を捉えた啓発を行い、ヘイトスピーチは決して許されないという都民の意識を醸成」との答弁がありました。関東大震災100年は、まさにその機会です。

1 第一回定例会では「災害時における人権侵害を防止するためには、平時からの都民の意識啓発が重要」との答弁もありました。「災害時における人権侵害を防止するための都民の意識啓発」に関する事業の昨年度の実施状況、および今年度の実施予定を伺います。

2 1974年以降、歴代の東京都知事は、毎年9月1日に東京都墨田区の都立横網町公園で開かれる関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典へ「追悼文」を寄せてきました。小池知事も就任の年には「多くの在日朝鮮人の方々が、言われのない被害を受け、犠牲になられたという事件は、わが国の歴史の中でもまれに見る、誠に痛ましい出来事」などとする追悼文を送っていますが、2017年以降、送付を取りやめています。

ア 知事が追悼文送付をやめた2017年以降、「追悼式典」の隣接地で行われるようになった集会では、朝鮮人を貶め、傷つける差別的な演説がなされ、人権尊重条例に基づく審査会はヘイトスピーチにあたりと認定しました。追悼文送付取りやめが差別意識を助長したことは明らかだと思いますが、見解を伺います。

イ 関東大震災100年の今年こそ、都立横網町公園で行われる「追悼式典」へ「追悼文」を送付するなど、「関東大震災における朝鮮人犠牲者」への追悼の意を表明しませんか。

ウ 関東大震災100年の機会を捉えて、「関東大震災における朝鮮人虐殺」について、学校教育や社会教育の場などにおいて、啓発と人権教育を推進することが求められます。実施しませんか。

令和 5 年 第二回 都議会 定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 環境破壊の都市計画道路小金井2路線について

1 道路概略検討（3北南一小金井3・4・11外2路線）の報告書について

ア 道路概略検討の報告書を情報開示請求したところ、開示期限の延長を経て、一部開示決定となったが、かなりの部分が非開示で黒塗りとなっている。2017（H29）年度の道路概略検討の報告書は同様の理由による非開示はなかった。今回の報告書と判断が異なる理由について伺う。

回 答

平成29年度の道路概略検討は、小金井3・4・11号線外の概略設計及び地元住民との意見交換会のための資料作成等を目的としており、意見交換会及び説明会の開催後に開示請求があったことから、委託報告書の全部を開示しています。

令和4年度の道路概略検討は、環境への影響等を考慮した道路構造の検討を目的としたもので、現在、報告書の内容を踏まえ最適案を整理しており、今後、オープンハウスの開催などにより多くの方々に周知していく予定です。

非開示部分は、未確定の情報であり、その内容を公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。これにより、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例に基づき一部開示としています。

質 問 事 項

一の1のイ 2017年の報告書では、道路構造について高架案を有力として公開しオープンハウスで模型を展示した。前回の道路構造案は「未成熟」でなかったということか、見解を伺う。

回 答

平成29年度の道路概略検討は、小金井3・4・11号線外の概略設計及び地元住民との意見交換会のための資料作成等を目的としており、当時の設計条件を基に道路構造の検討を行ったものです。

質 問 事 項

一の1のウ 2017年の報告書の開示によって「混乱」を招いたと認識しているか、見解を伺う。

回 答

平成29年度の道路概略検討は、小金井3・4・11号線外の概略設計及び地元住民との意見交換会のための資料作成等を目的としており、意見交換会及び説明会の開催後に開示請求があったことから、委託報告書の全部を開示しています。

質 問 事 項

一の1のエ 開示にあたって「東京都としての確定情報ではない」と明記すればよく、今回のような一部公開は都民の知る権利の侵害であり、政

策決定過程の開示こそが必要だが、見解を伺う。

回 答

令和4年度の道路概略検討は、環境への影響等を考慮した道路構造の検討を目的としたもので、現在、報告書の内容を踏まえ最適案を整理しており、今後、オープンハウスの開催などにより多くの方々に周知していく予定です。

非開示部分は、未確定の情報であり、その内容を公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。これにより、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例に基づき一部開示としています。

質 問 事 項

一の1のオ 2017年の報告書では、高架案を有力としてオープンハウスで模型を展示し、「トンネル案」は「縦断勾配が規定値に収まらない」ことから「検討案として成立しない」とした。ところが今回の報告書では、「改めてトンネル案の検討を行っている」としている。なぜ、今回「トンネル案」が「検討案」として成立したのか見解を伺う。

回 答

令和4年度の道路概略検討では、改めて道路構造案の縦断線形等を検討し、トンネル案を比較案として選定しています。

質 問 事 項

一の2 小金井3・4・1号線及び3・4・11号線外の「2路線」の事業化地域は、自然再生事業対象地域と重なり、「2路線」の事業化は、回復軌道にのった自然再生事業の対象地域の生物多様性を再び損失させることになる。「東京都の緑の骨格となる崖線」を損なう2路線の事業化については中止の検討に入るべきだが、見解を伺う。

回 答

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外は、第四次事業化計画において優先整備路線に位置づけられており、広域避難場所へのアクセス向上や生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上などに資する重要な路線です。

これらの路線は、国分寺崖線や野川と交差しているため、その整備に当たっては、現地の地形状況や景観を踏まえた検討が必要です。

このうち、小金井3・4・11号線外では、環境概況調査の結果等を基にとりまとめた道路概略検討報告書の内容を踏まえ、自然環境や景観にも配慮した最適案を整理しており、今後、オープンハウスの開催などにより周知し、多くの方の意見を聞きながら丁寧に対応するなど、事業化に向けて取り組んでいきます。

質 問 事 項

二 史跡玉川上水整備活用計画の改定と生物多様性地域戦略について

1 計画改定の概要とポイント、および計画を改定することとした検討の経緯と今後のスケジュールについて伺う。

回 答

史跡玉川上水を良好な状態で次世代に引き継ぐため、都では、特に保全が必要な中流部を対象として、史跡玉川上水整備活用計画を策定し、水路や法面の保全、名勝小金井（サクラ）の保存、復活などの取組を進めてきました。

しかし、ケヤキ等の巨木化、台風による倒木被害の増加、ナラ枯れなどの課題が生じています。

こうしたことから、史跡玉川上水のより適切な管理方法を検討するため、学識経験者等による史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を設置し、令和5年5月23日に第1回検討委員会を開催しました。

今後、検討委員会において、保存整備や植生管理の進め方などについて御意見をいただきながら、令和6年中に計画改定案の検討を行う予定です。

質 問 事 項

二の2 計画検討委員会の開催予定、頻度について伺う。

回 答

第1回検討委員会では、計画改定の方向性について、委員の方々に御議論いただきました。

今後は、玉川上水中流部を対象とした現況調査の進捗状況を踏まえながら、保存整備や植生管理の進め方などについて、検討委員会を開催していく予定です。

質 問 事 項

二の3 計画改定の方向性として、4つの論点（水路・法面の保全、小金井サクラの保存、植生管理、活用整備）が示されているが、この審議の予定について伺う。

回 答

第1回検討委員会においてお示しした4つの論点を議論するため、玉川上水中流部について、水路の測量調査、植物等に関する調査などを実施しています。

今後、これらの調査の進捗状況等を踏まえながら、計画改定の方向性について検討委員会で議論していただく予定です。

質 問 事 項

二の4 検討委員会において、小金井サクラ保存のための過度な樹木伐採の現状把握はされているか。また、この現状に関する市民からの意見聴取と検討会での共有は、改定案策定後のパブリックコメントとは別に早い段階で行うべきだが、見解を伺う。

回 答

第1回検討委員会において、ヤマザクラ並木の保存に係る取組として、モデル区間の整備や被圧樹木への対処などについて説明しました。

今後、地元住民の意見の把握については、検討委員会の意見も踏まえながら、適切に対応していきます。

質 問 事 項

二の5 2030年に達成すべき目標として掲げた、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に照らして玉川上水の整備活用のあり方も検証されるべきだが、行われているか。行われていれば、その内容について伺う。

回 答

現行の整備活用計画においても、玉川上水の整備に当たっては、緑の保全に配慮した植生管理を行うとともに、生物多様性をもった適切な生態系が維持されるように努めることとしています。

整備活用計画に基づくこれまでの取組の検証については、玉川上水中流部を対象に毎木調査、植物調査などを行っています。

質 問 事 項

二の6 検討委員会では、地域戦略は、どのように反映されるか。第1回委員会での説明はどのようになされたか。また、委員には地域戦略の周知（配布）はされているか伺う。

回 答

第1回検討委員会では、整備活用計画の内容やこれまでの取組状況、計画改定の方角性などについて議論していただきました。

この中で、計画改定の方角性における、検討課題の一つとして、「生物

多様性に配慮した植生管理の考え方」を示しており、東京都生物多様性地域戦略についても委員に説明することとしています。

質 問 事 項

三 P F A Sによる地下水汚染について

1 P F A Sに関する電話相談の概要について

ア 何回線で、どのような人が受け付けているのか伺う。

回 答

令和5年5月1日に都が設置したP F A Sに関する電話相談窓口は5回線で、相談には衛生監視や保健師、看護師などが対応しています。

質 問 事 項

三の1のイ 相談件数と主な相談内容について伺う。

回 答

都が設置したP F A Sに関する電話相談窓口には、令和5年5月1日の設置から6月末日までに、健康影響などに関する相談が790件寄せられています。

質 問 事 項

三の2 5月23日に、環境大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣にあてて提

出した「有機フッ素化合物対策の推進に関する緊急要望」の背景とその後について

ア 提出の経過、東京都としてのプレスリリースをしなかった理由について伺う。

回 答

都は国に対し、健康影響及び環境に関する評価等について、科学的根拠に基づいた知見を早急に示すよう緊急要望しており、報道機関に対して情報提供しています。

質 問 事 項

三の２のイ 「P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議」（第３回）および「P F O S－P F O Aに係る水質の目標値等の専門家会議」（第２回）について、都として特に注目すべき点について伺う。

回 答

国の専門家会議では、国民への情報発信のためのQ & A集（案）やP F O Sに関する今後の対応の方向性等について議論されました。都は、今後も国の動向を注視していきます。

質 問 事 項

三の２のウ 緊急要望への国の対応について伺う。

回 答

都が緊急要望を行った際、国からは、P F A S に対する総合戦略検討専門家会議で対応を検討している旨の説明がありました。

質 問 事 項

三の三 P F A S による地下水汚染の現状把握と今後の都の対応について
ア 調査地点の追加、市区町村との連携の具体的方針について伺う。

回 答

都は、令和6年度に実施予定の測定地点について、区市町村と連携して選定の上、令和5年度に調査を行います。

質 問 事 項

三の三のイ 学校、病院、施設などの飲用井戸の調査奨励を強化しないかについて伺う。

回 答

都は、多摩地域の飲用井戸等の水質状況を把握するための検査を行い、国が定めるP F O S 及びP F O A の暫定目標値を超えた場合には、飲用を控えるよう助言を行っているほか、井戸の設置者が自ら衛生的な管理ができるよう、定期的に情報発信等を行っています。

質 問 事 項

三の三のウ 測定結果の都民への情報提供の具体的方法について伺う。

回 答

地下水の測定結果は、環境局のホームページで公表しています。

質 問 事 項

三の三のエ 暫定指針値を超過した地下水を飲用しないための取り組みの徹底の具体的内容について伺う。

回 答

暫定指針値の超過が判明した場合には、関係各局で共有を図り、飲用井戸所有者には飲用を控えるよう助言を行っています。

質 問 事 項

三の三のオ 希望する都民の血液検査への実施や補助について伺う。

回 答

P F A S の健康影響等については、現時点で明らかになっていませんが、国は現在、専門家会議で P F A S に対する総合的な対応を検討しています。

都は国に対し、健康影響及び環境に関する評価について、科学的根拠に基づいた知見を早急に示すよう、緊急要望しています。

質 問 事 項

四 日比谷公園再生整備計画について

1 再生整備計画について

ア 都立公園において再生整備計画を策定する主旨と位置づけについて伺う。

回 答

歴史的価値の高い日本を代表する公園において、バリアフリーなど更なる機能の拡充と魅力の向上を図る再生整備計画を策定しています。

質 問 事 項

四の1のイ 再生整備計画を策定した、もしくは今後策定予定の公園名と策定時期について伺う。

回 答

上野恩賜公園再生基本計画を平成21年に策定し、都立日比谷公園再生整備計画を令和3年に策定しました。今後の策定は未定です。

質 問 事 項

四の1のウ 日比谷公園再生整備計画を、この時点で策定することとした理由、および隣接する内幸町1丁目地区の開発計画との関連について伺う。

回 答

都は平成30年12月に「日比谷公園グランドデザイン」を策定し、令和3年7月に都立日比谷公園再生整備計画を策定しました。令和5年7月に、本計画の実現に向け、事業計画として「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」を取りまとめました。

なお、令和元年12月の国家戦略特別区域会議において、道路上部の公園整備等を含む内幸町地区の開発計画が都市再生プロジェクトに追加されたため、その内容も踏まえたものとしています。

質 問 事 項

四の1のエ 再生整備計画がその前提としている『グランドデザイン』の公園整備事業上の位置づけ。『グランドデザイン』は、広く区民や関係者の意見を聞く機会を設けられたのか伺う。

回 答

日比谷公園グランドデザインは、日比谷公園の将来像を利用者の視点から明らかにするとともに、将来像を実現するための主な取組を示したものです。策定に当たっては、パブリックコメントを実施しました。

質 問 事 項

四の2 道路上空公園（以下「デッキ」とする）について

ア デッキの規模（地上高、幅、長さ、基本の形状）、および整備

主体と管理主体について伺う。

回 答

令和3年11月に都市計画公園の区域を定めており、有楽町側デッキは幅員9メートル、内幸町側デッキは幅員18メートルとしており、現在、内幸町地区の開発事業者が都と協議しながら設計を進めています。

デッキの整備及び管理は、都が定める条件に基づき開発事業者が行います。

質 問 事 項

四の2のイ デッキを公園区域として整備することとした経過、理由について伺う。

回 答

令和3年7月策定の日比谷公園再生整備計画では、公園とまちをデッキでつなぎ、新たな視点場や交流の結節点を整備し、回遊性を高めるとしており、この計画等を踏まえ、同年11月にデッキの区域が都市計画公園の区域として追加されました。

質 問 事 項

四の3 整備の進め方について

ア 再生整備計画に基づいた今後の公園整備における整備エリアの設定、整備スケジュール。整備の順序、時期など当面の整備エリ

アと事業の準備状況について伺う。

回 答

日比谷公園の整備については、令和15年の完了に向け、令和5年7月に公表した「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」に基づき、エリアごとに段階的に整備していくこととしています。

今年度は、第二花壇及びその周辺の工事や、大音楽堂の再整備について事業者の公募を行います。

質 問 事 項

四の3のイ Park-PFIの対象となる公募対象公園施設と特定公園施設について、手続きの進捗状況と今後のスケジュール、Park-PFI事業者を指定管理者に特命で指定する考え方について伺う。

回 答

大音楽堂においては、令和5年7月にパークPFI事業者の公募を開始しており、今年度中に決定する予定です。

本事業では、特定公園施設と公募対象公園施設の管理運営を一体的に行わせるため、指定管理者にパークPFI事業者を指定することを予定しています。

なお、指定管理者の指定は、都議会による議決を経てなされます。

質 問 事 項

四の４ 樹木の保全について

ア 現状の樹木の状況。公園内樹木の本数、おもな樹種。再生整備計画中、「既往調査などを基に歴史性や貴重性などの高い樹木を把握する」とされている樹木の一覧について伺う。

回 答

日比谷公園の整備にあたっては、樹木を保全し進めていきます。

整備については、エリアごとに段階的に進めることとし、樹木調査についても、エリアごとの段階的な整備に合わせて実施します。

質 問 事 項

四の４のイ 再生整備計画に基づいて想定される主なエリアごとの樹木のうち伐採もしくは移植が必要となると思われる本数について伺う。

回 答

日比谷公園の整備にあたっては、樹木を保全し進めていきます。

整備については、エリアごとに段階的に進めることとし、樹木調査についても、エリアごとの段階的な整備に合わせて実施します。

質 問 事 項

四の４のウ デッキの設置に伴って伐採もしくは移植が必要となる樹木の本数について伺う。

回 答

デッキのエリアにおける樹木は現在の位置に残すこととし、移植が必要となる場合には樹木診断を行った上、公園内で移植することを都が定める条件とします。

質 問 事 項

四の４のエ 2021年３月に、にれの木広場の樹木を「移植する」と表示しながら、移植は１本のみで23本を伐採処分したとこのことの理由について伺う。

回 答

日比谷公会堂耐震工事に先立つ準備工事にあたり、にれの木広場内の移植対象木のうち、根腐れしていた樹木を除き、園内に移植しました。

質 問 事 項

四の５ 歴史的建造物、工作物の保全・保存に関する考え方について
ア 保全・修復することとされる「歴史的、文化的価値のある公園施設」の一覧について伺う。

回 答

歴史的、文化的価値のある公園施設は、日比谷公園グランドデザインに掲載している心字池などの「歴史性・文化性の高い資源」があります。

質 問 事 項

四の五のイ 日比谷公園のシンボルである、「大噴水」や「小音楽堂」などの歴史的・文化的価値の評価、並びに再生整備計画におけるそれらの取り扱いについて伺う。

回 答

大噴水は、昭和36年に整備され、多くの人に親しまれてきました。今後は、現在の形状を継承し再整備します。

小音楽堂は、明治38年に完成したわが国最初の公園の野外音楽堂であり、現在の小音楽堂は3代目です。ステージ等の高さを下げて段差や柵をなくすなどの再整備を行います。

質 問 事 項

四の五のウ 文化庁から、日比谷公園を近代化遺産として「名勝」に指定することの打診を受け断った経緯があるということは事実か。今後、文化庁から打診を受けた場合、再び断るのか伺う。

回 答

日比谷公園について、都が文化庁から名勝指定に関して意見照会等を受けたことはありません。

質 問 事 項

四の5のエ 1984年「第2回全国都市緑化フェアTokyo」の記念植樹による「郷土の森」は大音楽堂の建て替えにあたって保全されるのか。樹木伐採の可能性とその範囲について伺う。

回 答

令和5年7月より事業者の公募を開始した大音楽堂のエリア内の「郷土の森」にある寄贈された樹木は、現状のまま保全することとしています。

質 問 事 項

四の6 今後、エリアごとに設計作業が進んでいくと思われるが、基本設計の段階で広く都民、関係者の意見を聞く機会を設けるべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

整備を進めるに当たっては、エリアごとの詳細な整備内容がまとまり次第、オープンハウス等により情報発信していきます。

質 問 事 項

五 都営大江戸線（光が丘～大泉学園町）の延伸計画について

- 1 2022年度高速電車事業会計予算において、延伸にかかる事業である「地下鉄12号線の延伸に関する調査」が主要事業として頭出しされたが、その意図、主旨について伺う。

回 答

令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略において、大江戸線の延伸が関係者と事業化について協議・調整を進める路線として掲げられたことなどを踏まえ、調査費を主要事業として計上しています。

質 問 事 項

五の2 延伸の見通しと課題について

ア 延伸を実現するために解決されるべき課題についての、都としての認識について伺う。

回 答

大江戸線の大泉学園町方面への延伸については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた将来的な旅客需要の見通しや事業の収支採算性の確保等の課題があります。

質 問 事 項

五の2のイ 2019年に将来需要予測、混雑率の見通しなどについて具体的に都議会で答弁しているが、その後、あらためて調査を重ねることとした理由を伺う。

回 答

現在、延伸による乗客数の増加見込みなど、将来の旅客需要について、新型コロナウイルス感染症に伴うお客様の行動変容も踏まえながら分析を

進めています。

質 問 事 項

五の3 収支採算性についての考え方について

ア 延伸の可否を判断するにあたって、収支採算性は延伸部分に関するものについてのみ評価されるのか。あるいは、大江戸線全体もしくは都営地下鉄全体での評価になるのか、見解を伺う。

回 答

国によると、採算性分析に当たっては、鉄道新線整備等により得られる運輸収入と運営費用等の支出とを比較し、鉄道事業が成立するかどうかを評価するものとされています。

質 問 事 項

五の3のイ 整備費と経常的な経費について都の一般財源を投入することについての、都としての考え方について伺う。

回 答

今年度実施する調査で将来の旅客需要や収支採算性を検証し、事業化に当たっての課題を明確にした後、その解決の方向性などについて検討することとしています。

質 問 事 項

五の4 昨年度設置された庁内検討チームでは、「次年度の更なる調査で、将来の旅客需要や収支採算性を検証し、事業化に当たっての課題を明確にした後、その解決の方向性などについて検討していく」とされているが、次年度（2023年度）で課題の整理を終えると考えてよいか。チームとして解決の方向性を取りまとめる時期の見通しについて伺う。

回 答

課題の明確化やその解決の方向性などの検討について、練馬区の協力を得ながら、関係局が連携して、スピード感を持って取り組むこととしています。

質 問 事 項

五の5 費用負担の基本的な考え方として、地元自治体に線路、駅舎、車庫等の鉄道施設の費用の負担を求める考えはあるか。また、都営地下鉄の整備・延伸にあたって、地元自治体が鉄道施設整備費の負担をしたケースが過去にあれば伺う。

回 答

令和5年度実施する調査で将来の旅客需要や収支採算性を検証し、事業化に当たっての課題を明確にした後、その解決の方向性などについて検討することとしています。

都営新宿線の整備に当たり、千葉県内の区間において県からの補助金を充当しています。

質 問 事 項

五の6 鉄道不便地域についての考え方について

ア 東京における「鉄道不便地域」の現状について伺う。

回 答

都は、鉄道駅から800メートル、バス停から300メートルの圏域以外の地域を「公共交通空白地域」と定義しており、武蔵野線西側の地域を中心に、公共交通空白地域が存在していると認識しております。

質 問 事 項

五の6のイ 「鉄道不便地域」の解消に向けた都の基本的な姿勢、考え方について伺う。

回 答

平成28年、国の審議会から、東京圏における国際競争力の強化や地域の成長に資する鉄道プロジェクトについて答申され、この中で、事業化に向けて検討などを進めるべきとされた路線等について、都は、路線の実現に向け取り組んでいます。

質 問 事 項

六 認可保育所の指導検査と補助金不正受給問題について

1 「指導検査」について

ア 都の指導検査の対象となる保育所数と、指導検査を行った保育所数の過去3年間の実績、および、その内、小金井市内の保育所数と指導検査の実績について伺う。

回 答

都が児童福祉法等に基づき実施した、認可保育所に対する指導検査の実績は、令和元年度は対象の2,969施設のうち238施設、令和2年度は2,978施設のうち148施設、令和3年度は2,886施設のうち129施設です。

そのうち、小金井市内の実績は、令和元年度は対象の29施設のうち2施設、令和2年度は32施設のうち3施設、令和3年度は39施設のうち3施設です。

質 問 事 項

六の1のイ 過去3年間に都が認可した保育所の内、指導検査をした保育所数、および、その内、小金井市内の保育所数について伺う。

回 答

都が令和元年度から令和3年度までの3年間に認可した認可保育所は721施設であり、そのうち138施設に対し、令和3年度末までに指導検査を実施しました。

また、同期間に都が認可した小金井市内の認可保育所は14施設であり、そのうち5施設に対し、令和3年度末までに指導検査を実施しました。

質 問 事 項

六の1のウ 指導検査を行う保育所はどのように決めているのか伺う。

回 答

都は、保育施設指導検査等実施方針に基づき、過去の指導検査における指摘事項が改善されていない施設や、苦情・通報等が多く寄せられている施設等を中心に指導検査の実施施設を選定しています。

質 問 事 項

六の1のエ 指導検査の実施率が大変低く、特に開設以来一度も指導検査を行っていない保育所が相当数に上ると思われるが、その理由と見解および改善方針について伺う。

回 答

都は、過去の指導検査における指摘事項が改善されていない施設等を中心に、児童福祉法等に基づく指導検査を行い、不適切な保育の通報等があった場合は速やかに特別指導検査を実施しています。

また、区市町村は、子ども・子育て支援法等に基づき指導検査を実施しています。

今後とも、区市町村と連携を密にしながら、指導検査を実施していきます。

質 問 事 項

六の1のオ 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、区市町村条例で定めた基準等の実施状況について、指導検査を実施することになっているが、都は実施状況を把握しているか、伺う。

回 答

令和3年度は、都内の認可保育所3,477施設のうち、23区14市が1,273施設に対し、子ども・子育て支援法等に基づく指導検査を実施しています。

質 問 事 項

六の1のカ 各区市町村による指導検査は大変不十分な状態であるにもかかわらず、職員体制の現状などにより改善することが困難だと思われる。都としての支援を検討するべきではないか、見解を伺う。

回 答

都は、区市町村職員向け研修の実施や研修生の受け入れ、指導検査の合同実施等により、区市町村の指導検査技術の向上を支援しています。

質 問 事 項

六の2 株式会社コスモズによる補助金不正受給について

ア 都はコスモズが経営する保育所について、補助金不正受給以外に不適切な運営がされていないか確認する責任があると思うが、指導検査は行っているか伺う。

回 答

本事業者が令和3年度末時点で都内に設置していた認可保育所12施設のうち、4施設に対し、都は、令和元年度から令和3年度までの3か年で指導検査を実施しました。

質 問 事 項

六の2のイ 「複数の自治体で何度も受給しており非常に悪質」との指摘もされている。都としても実態解明と再発防止に向けて関与すべきだが、見解を伺う。

回 答

現在、本事業者に補助金を支出した自治体において、事案の詳細について調査を進めており、都は、関係区市との情報交換会を開催し、それぞれの調査状況等を自治体間で共有しています。

質 問 事 項

七 若年被害女性等支援事業について

1 委託事業から補助事業に変更した手続きについて

ア 委託事業から補助事業に変更した理由と検討の経過について伺う。
また、検討段階において委託団体はじめ関係者からの意見聴取をしていたか伺う。

回 答

東京都若年被害女性等支援事業（以下「本事業」という。）は、事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加しており、今後、事業の効果をより一層高めていくため、民間の創意工夫を生かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、補助事業化することとしました。

補助事業化の検討に当たっては、平成30年度から令和3年度に実施した委託事業の実績を検証することとし、委託先の団体からも意見を聴取しています。

質 問 事 項

七の1のイ 補助事業化による実施要綱および申請方法の周知はどのように行われたか伺う。

回 答

令和5年4月、本事業の実施要綱及び申請方法について、報道発表を行うとともに、東京都のホームページに掲載し、周知しました。

質 問 事 項

七の2 補助事業の申請と審査の状況について

ア 福祉保健局ホームページに「事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加」とあるが、事業開始時と現在の支援に取り組む民間団体数を伺う。

回 答

国のモデル事業として開始した平成30年度は、4団体から応募があり、そのうち3団体を選定しました。

補助事業化した令和5年度は、9団体から申請があり、そのうち5団体を補助事業者として決定しました。

質 問 事 項

七の2のイ 交付決定6月上旬とのスケジュールが示されている。補助金交付申請書を提出した団体数と、交付決定した団体数と団体名を伺う。

回 答

令和5年度は、9団体から本事業の交付申請書の提出があり、公益社団法人日本駆け込み寺、特定非営利活動法人ぱっぷす、特定非営利活動法人BONDプロジェクト、特定非営利活動法人レスキュー・ハブ及び一般社団法人若草プロジェクトの5団体に交付決定を行いました。

質 問 事 項

七の3 「東京都若年被害女性等支援事業実施要綱」について

ア 誓約書に「8 事業の履行確認に必要な個人情報を提供することに同意します」を追加した理由について伺う。

回 答

事業執行の更なる適正化を図るため、履行状況を的確に確認できる仕組みとしました。

質 問 事 項

七の３のイ 委託事業においては、「関係機関の間で情報共有を行うことについて支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。」という補助事業の要綱にも入っている内容について、ただし同意を得られなかった場合には、利用者の生命や身体に危険のある場合、または法令等に特段の定めがある場合を除いて、「個人を特定できる情報についてはこの限りでない」という確認や、支援開始時点において、円滑に支援を開始するための妨げになることが明らかな場合には、利用者から同意をとろうとする必要はない」ということを、疑義解釈として確認していたと聞いているが、これらは継承されているか伺う。

回 答

本事業の実施要綱における「関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。」との記載については、補助事業化後も変更していません。

質 問 事 項

七の３のウ 昨年度まで５年間にわたって委託事業を行ってきた一般社団法人C o l a b oは、「補助金の要綱が、昨年度までの委託事業の要綱から変更されていて、少女たちの情報を東京都の判断で提供しなければ

ならない、そういうものになったため」などの理由で補助金申請をしなかったと記者会見も行っている。C o l a b o の主張に対する見解を伺う。また、都は貴重な活動実績のある C o l a b o との意思疎通を図るべきだが、見解を伺う。

回 答

本事業は、事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加しており、今後、事業の効果をより一層高めていくため、民間の創意工夫を生かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、補助事業化することとしました。

本事業は、民間団体や区市町村など関係機関と連携しながら取り組むこととしています。

関係機関が連携して若年女性を支援する際には、氏名や年齢、置かれている状況等を共有する必要があることなどから、都は、補助事業化に当たっては、自立支援計画や個人別支援記録などを都が求める場合に提示するよう、要綱に定めたものです。

なお、補助金の申請については、要綱の内容を踏まえ、各団体が判断しているものと認識しています。

質 問 事 項

七の4 今回の補助事業化は都の責任の縮小化であり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が来年度施行となる流れに逆行するものである。若年被害女性等支援事業に対する都の見解と取り組みの方針について伺う。

回 答

本事業は重要な取組であり、補助事業化後も、公的機関と民間団体が密接に連携し、公的機関への「つなぎ」を含めたアプローチなどを実施することにより、若年女性の自立に資するという目的は変わりません。

本事業は、事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加しており、今後、事業の効果をより一層高めていくため、民間の創意工夫を生かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、補助事業化することとしました。

都は、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、関係機関との連携強化を図り、若年被害女性等への支援を一層充実していくこととしています。

質 問 事 項

八 受動喫煙防止～喫煙可能な飲食店の実態について

- 1 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された2020年（令和2年）4月1日からの都内における喫煙可能な飲食店数の動向について把握しているか。喫煙可能、禁煙の店舗数の割合について、それぞれの動向を伺う。

回 答

都は毎年度、都内飲食店から無作為抽出した10,000店を対象に、受動喫煙防止対策実態調査を行っています。

この調査において、喫煙専用室等喫煙可能な設備を設置している割合は、

令和2年度27.0パーセント、令和3年度24.7パーセント、令和4年度17.4パーセントと減少しています。

また、屋内禁煙の割合は、令和2年度62.1パーセント、令和3年度64.8パーセント、令和4年度72.2パーセントと増加しています。

質 問 事 項

八の2 喫煙設備に関する標識（以下、ステッカーとする）について飲食店は、どのような場合に掲示することになっているか。

回 答

飲食店の管理権原者は、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の規定に適合する喫煙専用室等を定めようとするときは、当該場所の出入口の見やすい箇所に、喫煙することができる場所である旨などを、また、飲食店の出入口の見やすい箇所に、店内に喫煙専用室等が設置されている旨などを記載した標識をそれぞれ掲示しなければならないこととなっています。

さらに、条例では、飲食店内が禁煙である場合にも、その旨の標識を出入口の見やすい箇所に掲示するよう、管理権原者に義務付けています。

質 問 事 項

八の3 ステッカーの掲示状況を含め飲食店に関する指導はどのようにしているか。確認項目や頻度、保健所との連携の有無について伺う。

回 答

飲食店における健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の遵守については、保健所が計画的な巡回等を行い、標識の適切な掲示や喫煙専用室等の技術的基準への適合性などを確認し、法や条例に関する義務違反が疑われる場合には、施設の管理権原者に対して改善に向けた指導等を行っています。

都は、ハンドブックなどを作成し、法令遵守を繰り返し啓発するほか、保健所設置区市や都保健所が参加する連絡会等を通じて、飲食店への啓発・指導に関する具体的な取組事例の共有や意見交換を実施するなど、保健所設置区市等と連携、協力して受動喫煙対策に取り組んでいます。

質 問 事 項

八の４ いまなお受動喫煙の被害にあったという声も届いており、受動喫煙防止の目的は達成されていないのではないか。現状をどのように認識しているか見解を伺う。

回 答

都は毎年度、都内在住の3,000名を対象に、受動喫煙に関する意識調査を行っています。

この調査で、受動喫煙を経験した場所として飲食店と回答があった割合は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行以降減少しており、都は引き続き、飲食店等の事業者への啓発など受動喫煙対策に取り組んでいきます。

質 問 事 項

九 関東大震災100年にあたっての歴史的事実を踏まえた人権尊重の取り組みについて

1 「災害時における人権侵害を防止するための都民の意識啓発」に関する事業の昨年度の実施状況、および今年度の実施予定について伺う。

回 答

令和4年度に都は、人権尊重条例に基づき、ヘイトスピーチと認められる表現活動の概要公表を行ったほか、啓発冊子の作成・配布や人権啓発イベントにおけるパネル展示、人権週間に合わせた動画配信等を行いました。

令和5年度も引き続き、広く都民への意識啓発の取組を行ってまいります。

質 問 事 項

九の2 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への「追悼文」について

ア 知事が追悼文送付をやめた2017年以降、「追悼式典」の隣接地で行われるようになった集会では、朝鮮人を貶め、傷つける差別的な演説がなされ、人権尊重条例に基づく審査会はヘイトスピーチにあたりと認定した。追悼文送付取りやめが差別意識を助長したことは明らかだと思うが、見解を伺う。

回 答

都は、ヘイトスピーチの解消に向け、様々な機会を捉えて啓発を行っており、引き続き、ヘイトスピーチは決して許されないというメッセージを発信してまいります。

質 問 事 項

九の２のイ 関東大震災100年の今年こそ、都立横網町公園で行われる「追悼式典」へ「追悼文」を送付するなど、「関東大震災における朝鮮人犠牲者」への追悼の意を表明しないか、見解を伺う。

回 答

東京都は、毎年３月と９月に都立横網町公園で執り行われている大法要において、東京で起こった甚大な災害と、それに続く様々な事情で亡くなられた全ての方々に対して哀悼の意を表しています。

質 問 事 項

九の２のウ 関東大震災100年の機会を捉えて、「関東大震災における朝鮮人虐殺」について、学校教育や社会教育の場などにおいて、啓発と人権教育を推進することが求められるが、実施しないか見解を伺う。

回 答

都教育委員会は、学校教育や社会教育の中で、様々な人権課題を取り上げ、偏見や差別意識の解消に向けた人権教育の推進を図っています。